



本庁舎



尾上総合支所



碓ヶ関総合支所

新年度の準備はお済みですか？ 各種手続きなどのお知らせ

新年度に伴い、引越するなど環境が変わる方も多いのではないでしょうか。引越などにより必要となる手続きをまとめてご紹介します！

- TOPICS 01 異動シーズンに休日窓口を開設します
- TOPICS 02 国民健康保険の手続きを忘れずにお願いします
- TOPICS 03 上下水道の手続き、忘れていませんか？
- TOPICS 04 引越の際は、忘れずに住民票を移しましょう
- TOPICS 05 軽自動車の廃車・名義変更などについて
- TOPICS 06 各種児童手当を受給される皆さんへ

TOPICS 01

異動シーズンに休日窓口を開設します

住所を変更する際には、
転入・転出の届けが必要です

例年、3月末から4月初めにかけて、住所変更をされる方が多くなります。そこで、転出・転入などの届出やそれに伴う事務手続きなどを休日も行えるように窓口を開設します。

- 日にち 3月27日(日)、4月2日(土)、4月3日(日)
- 時間 8:15～17:00
- 場所 市役所本庁舎、健康センター

●取扱い業務

- ・住民異動の届出（転入、転出など）
 - ・戸籍の届出（出生、死亡、婚姻など）
 - ・印鑑登録
 - ・戸籍謄抄本、住民票、印鑑登録証明書などの交付
- ※パスポート・マイナンバーカード事務は除きます。

●開設窓口

本庁舎…市民課

※尾上総合支所、碓ヶ関総合支所、葛川支所は開設しません。

●取扱い業務

住民異動や戸籍届出に伴う各種関係手続き

●開設窓口

本庁舎…税務課、国保年金課、上下水道課
健康センター…福祉課、子育て健康課

… 休日窓口開設日

3月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

4月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9

【手続きの際の注意点】

- ・本人確認が必要な場合がありますので、運転免許証などの本人確認書類をお持ちください。
- ・手続きによっては、後日改めて市役所へおいでいただくことがあります。

【問合せ】 市民課 市民係 ☎44-1111（内線1222）

TOPICS 02

国民健康保険の手続きを忘れずにお願いします

14日以内に
届け出ましょう！

住所変更される方、健康保険が変更になる方へ

職場の健康保険と違い、**国民健康保険の手続きは自分でしなければなりません**。加入の届出が遅れると、国民健康保険税は加入資格を得た月までさかのぼって納めなければなりません。

さらに、**保険証がない場合**、その間の**医療費は全額自己負担**になります。また、脱退の届出が遅れると、保険料(税)を二重に支払ってしまうこともありますので、必ず**異動のあった日から14日以内に**届け出ましょう。



国民健康保険の手続きチェックリスト

1つでも該当する方は、国保年金課または尾上・碓ヶ関総合支所市民生活課市民係で次の手続きをしてください。

加入の手続き

- 他の市区町村から転入した
(職場の健康保険などに加入していない場合) ※1※2
⇒ 必要な物：他の市区町村の転出証明書、身分証明書、マイナンバーのわかるもの
- 職場の健康保険などをやめた ※1※3
⇒ 必要な物：職場の健康保険などをやめた証明書、マイナンバーのわかるもの
- 職場の健康保険などの扶養から外れた ※1※3
⇒ 必要な物：職場の健康保険などの扶養から外れた日が記載された証明書、マイナンバーのわかるもの

脱退の手続き

- 他の市区町村へ転出する ※2
⇒ 必要な物：保険証、身分証明書、マイナンバーのわかるもの
- 職場の健康保険などに加入した ※4
⇒ 必要な物：国保と職場の両方の保険証、マイナンバーのわかるもの
※職場の保険証が未交付の場合は加入したことを証明するもの
- 職場の健康保険などの扶養となった ※4
⇒ 必要な物：国保と職場の両方の保険証、マイナンバーのわかるもの
※職場の保険証が未交付の場合は加入したことを証明するもの



その他の手続き

- 住所・世帯主・氏名が変わった ※1※2
⇒ 必要な物：保険証、身分証明書、マイナンバーのわかるもの
- 世帯を合併・分離した ※2
⇒ 必要な物：保険証、身分証明書、マイナンバーのわかるもの
- 大学など進学のために、他市区町村へ転出する ※2
⇒ 必要な物：保険証、身分証明書、在学証明書、マイナンバーのわかるもの
- 保険証をなくした
⇒ 必要な物：身分証明書、マイナンバーのわかるもの
- 保険証を破損した
⇒ 必要な物：破損した保険証、マイナンバーのわかるもの

※1 国民年金の手続きも必要ですので、年金手帳をお持ちください。 担当/国保年金課 年金係 ☎44-1111 (内線1255)

※2 事前に市民課で手続きが必要です。必要書類など、詳しくはお問い合わせください。 担当/市民課 市民係 ☎44-1111 (内線1221)

※3 国保加入の手続きは健康保険などの資格喪失日以降になります。事前に手続きされても保険証をすぐに交付できない場合がありますのでご了承ください。

※4 職場の保険証が未交付で、やむを得ず国保の保険証を使用して医療機関を受診される場合は、必ず医療機関の窓口で「健康保険の切り替え手続き中であること」をお伝えください。職場の保険証が交付されたら、その医療機関にも届出してください。

進学が決まったら

国民健康保険に加入している方が進学により平川市から他市区町村へ住所を変更する場合は、学生用保険証の手続きが必要です。転出届を提出したら、学生用保険証の届出をしてください。

必要なもの 学生であることが証明できるもの(在学証明書または学生証)、国民健康保険の保険証



学生用保険証とは？

平川市に住所のない方は、原則として平川市の保険証を使うことができません。

しかし、特例として、就学を理由に住所を変更し、平川市にいる扶養義務者が生計を維持している場合は、平川市が発行する学生用保険証を使うことができます。

※学生用保険証を使用できるのは「学生である期間」のみです。

[問合せ] 国保年金課 国保係 ☎44-1111 (内線1257)

学生用保険証をお持ちの方が卒業する場合は？

学生用保険証をお持ちの方が、卒業などにより学生でなくなる場合は、学生用保険証を返却し、進路に応じた手続きをすることになります。また、進学などにより、学生である期間が延長となる場合も手続きが必要となります。

学生用保険証をお持ちの方がいる世帯には、手続きの案内通知を3月中にお送りしますので、必要書類を確認のうえ、速やかに手続きをしてください。

TOPICS 03

上下水道の手続き、忘れていませんか？

上下水道の届出を忘れずにお願いします

次に該当する方は異動の届出が必要です。

- ① 上下水道を使い始める方
- ② 上下水道を止める方
- ③ 使用者名を変える方
- ④ 転居・転出・死亡などで、世帯の人数が変更になる方

※①・②の方は、前日までに届出をお願いします。
※異動の届出をしない場合、さかのぼって料金が請求されたり、前住所の料金が引き続き請求されたりします。忘れずに届出をお願いします。



●届出先

平賀・尾上地域	上下水道課（本庁舎1階）
碓ヶ関地域（上水道）	久吉ダム水道企業団
碓ヶ関地域（下水道）	上下水道課（本庁舎1階）

水道料金・下水道使用料のお支払いは口座振替が便利です！

一度お申し込みいただくだけで、水道料金・下水道使用料が毎月ご希望の口座から自動で引き落とされます。口座振替をぜひご利用ください。
※碓ヶ関地域の水道料金の口座振替については、久吉ダム水道企業団へお問い合わせください。

●取扱金融機関

- ・青森銀行 ・みちのく銀行 ・東奥信用金庫
- ・青い森信用金庫 ・東北労働金庫
- ・つがる弘前農業協同組合 ・ゆうちょ銀行
- ・津軽みらい農業協同組合

●申込方法

通帳と届出印をお持ちのうえ、取扱金融機関へお申し込みください。

●口座振替開始時期

お申込みから3～4週間ほどかかります。

口座振替日

毎月25日

※金融機関が休日の場合は翌営業日

【問合せ】 上下水道課 総務係 ☎44-1111（内線1126）、久吉ダム水道企業団 ☎48-2229

TOPICS 04

引越しの際は、忘れずに住民票を移しましょう

住民票は、選挙に投票することができる方の名簿である「選挙人名簿」への登録などにつながる大切な情報です。進学や就職などで引越しする際は、転入・転出の手続きを行いましょう。



Q 住民票を移したら、選挙の投票はどこでできるの？



A. 住民票を移してから3ヶ月を経過すると、引越し後の新しい住所地で投票することができます。3ヶ月を経過する前に選挙があった場合は、引越し前の住所地での投票となります。



※引越し前の住所地での投票は、引越し前の住所地に3ヶ月以上住んでいた必要があります。

※地方選挙では、当該選挙が行われる区域内で住所移転した場合に限られます。

Q 選挙の日に旧住所地に行けない場合は、投票できないの？

A. そんなときは、「不在者投票」ができます。「不在者投票」は仕事や旅行などで、選挙期間中、現住所地以外の市区町村に滞在している方も、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で投票を行うことができる制度です。

※投票用紙などの郵送に時間がかかる場合がありますので、お早めの手続きをお願いします。

【問合せ】 選挙管理委員会事務局 ☎44-1111（内線1450）

TOPICS 05

軽自動車の廃車・名義変更などについて

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在の所有者に1年分の税金が課税されます。廃車・名義変更などの異動がある場合は届出が必要となります。なお、必要な書類などは車種ごとに異なります。

※軽自動車は公道の走行の有無にかかわらず、乗用装置（座席）が備えつけられている車両をお持ちの場合は課税の対象になりますので、ナンバープレート取得の届出が必要です。

1. 平川市または合併前の旧町村のナンバー（原動機付自転車など）の場合

● 手続場所

本庁舎税務課、尾上・碓ヶ関総合支所、葛川支所

● 持参する物

届出人の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証など）、返納される場合はナンバープレート



2. 青森ナンバー（四輪軽自動車、126cc以上のオートバイ）の場合

● 手続場所 最寄りの軽自動車協会、自動車協会

（自動車協会での手続きには代行手数料がかかります。）

● 持参する物 車検証、新所有者の住民票または印鑑証明書

※車検証の所有者、使用者が異なる（所有権留保の場合、所有者が発行する書類など）が必要です。

※軽自動車協会、自動車協会の場所などにつきましては、市役所税務課にお問い合わせください。

軽自動車の廃車・名義変更などの申請に必要な書類（一般的なもの）

記載変更（名義変更）

旧所有者

- 車検証

新所有者

- 住民票または印鑑証明書

住所変更

- 車検証
- 住民票または印鑑証明書

返納（廃車）

- 車検証
- ナンバープレート
- 使用済自動車引取証明書（解体時のみ）

手続きに関するご不明な点は、直接、軽自動車協会へお問合せください。

- ・ 軽自動車協会青森事務所 ☎050-3816-1831
- ・ 社団法人 弘前自動車協会 ☎32-7237
- ・ 社団法人 黒石地区自動車協会 ☎53-2006

〔問合せ〕 税務課 住民税係 ☎44-1111（内線1242）

中南地域県民局からのお知らせ

自動車税（種別割）についてのお知らせ

住所が変わったら、自動車税（種別割）の変更届を提出しましょう

自動車税（種別割）の納税証明書は、原則として自動車検査証（車検証）に記載された住所にお送りしています。

転居などで住所が変わった場合は、運輸支局で住所の変更登録手続きをしなければなりません。事情によりすぐに住所の変更登録ができない場合は、中南地域県民局県税部へご連絡ください。

また、県ホームページからも届出することができます。

（<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/zeimu/top.html>）

ページ上段「自動車税種別割住所変更届」をご覧ください。

自動車税（種別割）を便利な口座振替に切り替えませんか？

自動車税（種別割）の納付は、便利で安全・確実な口座振替をご利用ください。

▶ 申込期限（令和4年度6月納期分）4月28日（木）

申込用紙は、各取扱金融機関・中南地域県民局県税部の窓口へ備え付けてありますので、お気軽にお問い合わせください。

※口座振替済の通知書（兼納税証明書）の送付は行われません。

〔問合せ〕 中南地域県民局県税部 納税管理課 ☎32-4341（直通）

TOPICS 06

各種児童手当を受給される皆さんへ

● 児童手当 支給時期… 6月、10月、2月 ※それぞれ前月分までの手当を支給。

中学校卒業まで（15歳に到達した日から最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給されます。支給額は児童の年齢や所得により決定されます。3歳になったときや、新年度となり中学生や高校生になったときなどに支給額が変更となりますので、あらかじめご了承ください。

※児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則としてその施設の設置者が里親などに支給します。

※児童が進学などにより他市区町村へ転出する場合は、別居監護の届出が必要となります。



▶ 支給額（児童1人当たり月額）

年齢区分		所得制限未満の方	所得制限以上の方
3歳未満		15,000円	5,000円
3歳～小学生	第1・2子	10,000円	
	第3子以降	15,000円	
中学生		10,000円	

※「第3子」とは、高校卒業まで（18歳に達した日から最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降のお子さんをいいます。

< 公務員の方の手続きについて >

公務員は児童手当が勤務先から支給されます。公務員になったとき、公務員でなくなったとき、または独立行政法人などに出向したときは、その翌日から15日以内に市と勤務先に届出・申請が必要です。市と勤務先から手当を二重に受給することがないようにご注意ください。

● 児童扶養手当 支給時期… 「年6回・奇数月」に前月までの2か月分を支給。

父母の離婚・父または母の死亡や障がいなどによって、父または母と生計を同じくしていない18歳以下（心身に障がいがある場合は20歳に達するまで）の児童を養育している方に、手当を支給する制度です。ただし、所得制限があります。また、児童が児童福祉施設などに入所している場合や児童福祉法に規定されている里親に委託されている場合は支給されません。

▶ 支給額が4月から変更になります

対象児童	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方
1人目	月額 43,070円	月額 43,060円～10,160円（所得に応じて）
2人目	上記金額に10,170円加算	上記金額に10,160円～5,090円加算（所得に応じて）
3人目以降 （1人につき）	上記金額に6,100円加算	上記金額に6,090円～3,050円加算（所得に応じて）

※現在受給している公的年金の額が児童扶養手当の額よりも低い場合は、差額分の児童扶養手当を受給できますので、事前にお問い合わせください。

● 特別児童扶養手当 支給時期… 4月、8月、11月 ※それぞれ前月分までの手当を支給（11月は8月～11月分）。

身体または精神に法令で定められた程度以上の障がいのある、または重い内科的疾患のある、20歳未満の児童を養育している方に支給されます。



▶ 支給額が4月から変更になります

障がいの程度が1級の場合	月額52,400円
障がいの程度が2級の場合	月額34,900円

各種手当に関する詳しい手続きについては、下記までお問い合わせください。

【問合せ】 子育て健康課 子ども支援係 ☎44-1111（内線1151）